

鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第6号）新旧対照表 第30条関係

改正後	改正前
<p>○鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和57年4月1日 鳥取市条例第6号</p> <p>第1条～第18条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 球場利用料金（略）</p> <p>2 夜間照明灯利用料金</p> <p style="text-align: right;">30分（30分未満の場合は、30分とする。）につき<u>5,500円</u></p>	<p>○鳥取市営美保球場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和57年4月1日 鳥取市条例第6号</p> <p>第1条～第18条（略）</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 球場利用料金（略）</p> <p>2 夜間照明灯利用料金</p> <p style="text-align: right;">30分（30分未満の場合は、30分とする。）につき<u>5,400円</u></p>